議案第９号

区議会提出議案に関する意見聴取
（職員の分限に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和７年２月１０日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之

（提案説明）
職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

6世教総
第 423 号
7.2.-4
世田谷区教育委員会 収受印

６世総第６２４号
令和７年２月４日

世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之　様

世田谷区長　保 坂　展 人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）」第２９条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

１　案 件 名
（１）職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
（２）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（３）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（４）職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
（５）世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
（６）世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
（７）世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

２　案　　文
別紙のとおり

３　提案議会
令和７年第１回世田谷区議会定例会

４　回答期限
令和７年２月１０日（月）

５　担　　当
総務部総務課総務係　齋藤　内線２０６４

議案第　号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年２月１９日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　刑法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和２６年１２月世田谷区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

# 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○職員の分限に関する条例<br>昭和26年12月22日条例第24号<br><br>職員の分限に関する条例<br>（目的）<br>第１条　この条例は、職員の意に反する休職及び降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し規定することを目的とする。<br><br>（第２条～第７条省略）<br><br>（失職の例外）<br>第８条　任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。<br>２　前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。<br><br>（第９条及び附則省略）<br><br>附　則（令和７年３月　日条例第　号）<br>この規則は、令和７年６月１日から施行する。 | ○職員の分限に関する条例<br>昭和26年12月22日条例第24号<br><br>職員の分限に関する条例<br>（目的）<br>第１条　この条例は、職員の意に反する休職及び降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し規定することを目的とする。<br><br>（第２条～第７条省略）<br><br>（失職の例外）<br>第８条　任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。<br>２　前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。<br><br>（第９条及び附則省略） |